

# 令和7年度

## 軽自動車税（種別割） のしおり

軽自動車税（種別割）は、**4月1日**現在で対象となる車両をお持ちの方に課税されます。車両を所有しなくなったときや登録内容に変更があるときは、お忘れなくお手続きください。また、**課税されている車両を4月1日時点でお持ちではない場合は、ご連絡ください。**

### 目 次

1. 納付できる場所・方法
2. 軽自動車税（種別割）の税額
3. 登録内容の変更の手続き場所
4. 市役所での手続きご案内
5. 軽自動車税（種別割）の減免
6. よくあるお問い合わせ

お問い合わせ

立川市役所 ☎042-523-2111（代表）

#### 車両の登録や賦課内容について

課税登録者税係 内線 1200

※税制改正により、令和元年10月1日から軽自動車税は「種別割」へ名称が変わりました。  
税額や課税の根拠等についてはこれまでの軽自動車税から変更はありません。

#### 税金の納付や口座振替について

収納課管理係 内線 1240

### 1 納付できる場所・方法

#### ①金融機関

②コンビニエンスストア

③スマートフォン決済アプリ

④モバイルレジ（スマートフォン）

⑤クレジットカード・インターネットバンキング等（地方税共通納税システムにて）

詳細は納税通知書の裏面  
または市ホームページをご覧ください。

#### ⑥立川市の窓口（納期限を過ぎても取り扱います）

##### ●立川市役所

閉庁日を除く月～金曜日 8時30分～17時

△納期限前の場合は、9時～16時=1階みずほ

銀行派出所、上記以外の時間=1階納税課へ

△納期限を過ぎた場合は1階納税課へ

##### ●富士見・東部・西部・錦糸町所

閉庁日を除く月～金曜日 8時30分～17時

##### ●窓口サービスセンター（立川タクロス1階）

閉庁日を除く月～金曜日 8時30分～20時

土・日曜日 8時30分～17時

#### ⑦口座振替

詳細は収納課にお問い合わせください。

!

ご注意  
ください

#### ●軽J NKS（軽自動車税納付確認システム）のご案内

軽J NKSの稼働が開始され、原則として車検時の納税證明書の提示が不要となりました（令和7年度より二輪も開始されました）。詳しくは、納付書の裏面または市ホームページをご覧ください。

#### ●すぐに車検用納税證明書（領収書）が必要な場合

金融機関、コンビニエンスストア、立川市の窓口でご納付ください。なお、納期限内に上記③④⑤⑦によりご納付いただいた方には、納税證明書を発送致しますが、時期は6月中旬になる予定です。

## 2 軽自動車税（種別割）の税額（単位：円）

### ■二輪車・小型特殊自動車

原動機付自転車					軽二輪車	小型自動二輪車	小型特殊自動車	
第一種 一般原付	第一種 特定原付	第二種 (乙)	第二種 (甲)	ミニカー				
50cc 以下 0.6kW 以下	0.6kW 以下	90cc 以下 0.8kW 以下	125cc 以下 1.0kW 以下	輪距 50cm 超	250cc 以下	250cc 超	農耕作業用	その他
2,000	2,000	2,000	2,400	3,700	3,600	6,000	2,400	5,900

### ■軽四輪車・軽三輪車（総排気量 660cc 以下）

※三輪の車種別税額 B・C は営業用・乗用のみ

種別と税額			① 初度検査が 平成 24.4 ～平成 27.3 の車両	② 初度検査が 平成 27.4 以降の車両	重課税額 初度検査が 平成 24.3 以前の車両	軽三輪税額		
三輪		3,100	3,900	4,600		A	B	C
四輪	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	—	—
		営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	—	—
		営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	—	—

●初度検査の年月は、その車両が初めてナンバーの交付を受けた年月をいいます（現在の所有者の方がナンバーの交付を受けた年月ではありません）。「自動車検査証」に記載されております。

●重課税額は、初度検査を受けた月から 13 年を経過した翌年度から適用される税額です。なお、電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド、被けん引車は重課対象外です。これらの車両は初度検査年月から 13 年を経過した場合でも①または②の税額が適用されます。

●軽三輪税額は、グリーン化特例（軽三輪）により、一定の環境性能を有する軽四輪等について、性能に応じて税率を軽減した場合の税額です。（適用は初年度の1回限り）

軽三輪税額の対象基準は以下の通りです。いずれにも該当しない場合は軽課の対象外です。

A	電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス基準値より 10% 以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は平成 30 年排出ガス規制に適合するもの）
B	平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は、平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上窒素酸化物の排出量を低減するもののうち、令和 12 年度燃費基準 90% 達成かつ令和 2 年度燃費基準達成の営業用の乗用車
C	平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は、平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上窒素酸化物の排出量を低減するもののうち、令和 12 年度燃費基準 70% 達成かつ令和 2 年度燃費基準達成の営業用の乗用車

### 3 登録内容の変更の手続き場所

車両を所有しなくなったときや、登録内容に変更があるときの手続きの場所は、車種により異なります。下記窓口で手続きをお願いします。

車種	手続き場所
● 125cc以下のバイク ● ミニカー ● 小型特殊自動車	立川市役所 1階 35番窓口 (課税徴収者税係) <b>☎042-528-4312 (直通)</b> ※手続きに必要なものは下の④の表をご覧ください
● 軽二輪車 ● 小型自動二輪車 (125cc超のバイク)	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 ヘルプデスク <b>☎050-5540-2033</b> ※手続きに必要なものは上記にお問い合わせください
● 軽四輪車 ● 軽三輪車	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町3-16-22 コールセンター <b>☎050-3816-3104</b> ※手続きに必要なものは上記にお問い合わせください

### 4 市役所での手続きご案内

立川市のナンバーがついた車両(125cc以下のバイク、ミニカー、小型特殊自動車)の登録内容に変更があるときは、速やかに市へ届け出をしてください。

届出理由	手続きに必要なもの
● 廃棄処分 ● 市内の方へ譲渡 (譲渡する前に廃車する場合) ● 市外の方へ譲渡 ● 市外へ転出	① ナンバープレート ② 標識交付証明書 ③ 届出者の身分証明書(運転免許証等) ※市外の方へ譲渡するとき、または市外へ転出するときは、新しい登録先で手続きすることもできます。お手続きについてくわしくは、新しい登録先の市区町村へお問い合わせください。
● 市内の方へ譲渡 (廃車と登録を同時に行う場合)	上記①～③に加え、以下のものが必要です(ただし、同じナンバーを引き続き使用する場合は、①ナンバープレートは不要です) ④ 譲渡証明書
● 盗難	※先に警察に届け出て、届出番号(受理番号)、届出警察署、届出日を控えてきてください。 ① 届出者の身分証明書(運転免許証等)

上記以外のお手続きについては、お手数ですが課税徴収者税係へご連絡ください。

## 5 軽自動車税（種別割）の減免

- 障害のある方は、障害の区分と程度により、軽自動車税（種別割）が減免となります。
  - ◆**身体障害**=対象となる等級は、障害の区分により異なります。くわしくは市ホームページをご覧いただ  
くか、お問い合わせください。◆**知的障害**=3度以上の方。◆**精神障害**=1級の方（自立支援医療を受け  
ている方のみ）
- 生活保護を受給中の方**は、原動機付自転車または小型特殊自動車1台のみ減免となります。

いずれも、納期期限までに、下記のものを持って市役所1階35番窓口にお越しください。**納期期限を過ぎると  
減免を受けることができません**。減免対象になるのは、車種を問わず1人1台です。自動車税（種別割）の減  
免を受けている場合は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることはできません。

※口座振替の登録をされている方が、5/20（火）以降に減免の申請をされた場合は、一旦口座からの引き  
落としとなります。後日登録口座へ還付をさせていただきます。

**★受付場所：市役所窓口課35番窓口 手続の締切：5月31日まで（土日と重なる場合は翌営業日まで）**

障害のある方	生活保護受給の方
<ul style="list-style-type: none"><li>①次のいずれかの手帳…身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳1級（自立支援医療の受給者証が必要です）</li><li>②納付前の軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証</li><li>③運転される方の運転免許証等</li><li>④納税義務者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①生活保護受給証明</li><li>②納付前の軽自動車税（種別 割）納税通知書兼領収証</li></ul>

## 6 よくあるお問い合わせ

**Q. 4月2日以降に車両を手放しましたが、支払う必要がありますか。**

A. 軽自動車税（種別割）は4月1日に所有している方に課税されます。4月2日以降に車両を所有しなくな  
った場合でも、全額お支払いいただく必要があります。

**Q. 一時的に原付等を廃車することはできますか。**

A. 原付等の車両は、一時的に廃車することができません（一度廃車した車両を再登録するときは、廃車した日にさかのぼって課税させていただくことがあります）。

**Q. 4月1日現在で所有していない車両なのに課税されています。**

A. 車種により、取り扱いが異なります。

◇**立川市ナンバーの車両**の場合は、課税登録者税係にご連絡ください。

◇**125ccの二輪車および軽三・四輪車**の場合は、次の①②のどちらかと考えられます。

①廃車や名義変更などの手続きがお済みでない

②申告書（課税の情報の登録や変更についての届出書類）が市に届いていない

①の場合は、左上の**3**に記載した場所でお手続きください（翌年度から課税されなくなります）。②の場合は、廃車や名義変更などの手続きがお済みであることを確認できる「税申告書の本人控」、「車検証返納証」、「新旧の車検証」などを市に郵送またはファックス（042-528-4340）でお送りください（手続きをした日にさかのぼって課税を取り消します）。